

# 交通事故防止特別対策実施事業

## 1 川口市

1 交差点及びその付近での交通事故防止	<p>(1) 事故多発交差点における各種対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・注意喚起の立て看板・のぼり旗、照明灯、道路反射鏡の設置及び白線等塗布</li><li>・登下校時における見守り活動及び児童への安全指導の実施</li><li>・各小学校での通学路安全点検による危険箇所の把握</li></ul> <p>(2) 交通安全教育等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼児、小学生、中学生、障害者を対象とした交通安全教室の実施</li><li>・各学校への交通安全指導用の資料の配付及び学校だよりへの交通安全関係記事掲載による保護者への注意喚起の実施</li></ul>
2 二輪車の交通事故防止	
3 飲酒事故防止	
4 地域実態に即した交通ルールの周知徹底	
	<p>各種啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市役所第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎における交通事故多発注意喚起、道路交通法改正、飲酒運転撲滅及び冬の交通事故防止運動に係る庁内放送の実施</li><li>・ホームページ、X、Facebook、市役所第一本庁舎情報配信モニターによる道路交通法改正及び冬の交通事故防止運動に係る広報の実施</li><li>・キャスティビジョン（川口駅東口キャスティ大型モニター）による冬の交通事故防止運動に係る広報の実施</li><li>・市営自転車駐車場への道路交通法改正及び飲酒運転撲滅に係るポスターの掲示</li><li>・川口商工会議所会報への道路交通法改正及び飲酒運転撲滅に係る啓発記事の掲載</li><li>・交通安全壁新聞による交通ルールの周知・啓発</li><li>・飲食店への飲酒運転撲滅の啓発チラシの配布</li></ul>

## 2 川口・武南警察署

1 交差点及びその付近での交通事故防止
(1) 事故多発交差点における各種対策等の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>・死亡事故現場診断の実施による規制標識及び路面標示の補修等の実施</li><li>・交差点等改良現場診断の実施による中央分離帯の増設、路面標示の補修の実施、信号機の移設、横断歩道設置等の確認</li></ul>
(2) 交通安全教育等の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>・幼児、小学生、中学生、高校生、障害者を対象とした交通安全教育の実施</li><li>・企業、外国人雇用企業、外国人学校における交通安全教育の実施</li><li>・交通安全啓発活動の実施</li><li>・高齢者宅への戸別訪問の実施</li></ul>
2 二輪車の交通事故防止
3 飲酒事故防止
<ul style="list-style-type: none"><li>・交通検問等の実施</li><li>・県警ホームページにおける交通検問実施状況の公開</li><li>・県警ホームページ、企業サイネージ、広報誌などによる広報の実施</li><li>・イベント、キャンペーンなどの実施</li></ul>
4 地域実態に即した交通ルールの周知徹底
<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人企業、外国人学校における交通安全教育の実施（再掲）</li></ul>

## 3 交通安全関係団体（川口市・武南交通安全協会、交通安全母の会）

1 交差点及びその付近での交通事故防止
(1) 事故多発交差点における各種対策等の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>・交差点での立哨活動及び登下校時の見守り活動の実施</li><li>・老朽化した啓発看板及び横断旗の更新</li><li>・危険交差点へのストップマークの貼付</li></ul>
(2) 交通安全教育等の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>・交通安全啓発活動の実施</li><li>・高齢者宅への戸別訪問の実施</li></ul>